

土地改良区の開催情報

2020年3月5日

水土里ネット 大井川土地改良区

〒427-0042 静岡県島田市中央町30番2号

電話 0547-37-7151

FAX 0547-37-1220

[総務課]



<http://www.ooigawa-yousui.jp>

書面議決による第70回通常総代会開催の公告について

大井川土地改良区定款第12条に定める令和元年度第70回通常総会を土地改良法第31条第2項の規定を適用し、書面議決の方法で開催することが第5回理事会において決議されましたので、土地改良法第31条第2項の規定を適用し、別紙の日程により書面議決の方法で行うため公告するものである。

書面議決による大井川土地改良区第70回通常総代会の開催の公告

大井川土地改良区告示第4号

大井川土地改良区定款第12条に定める通常総代会について、令和元年度第70回通常総代会は土地改良法第31条第2項の規定を適用し、下記の日程により書面議決の方法で行うので、公告する。

令和2年3月4日

大井川土地改良区
理事長 内田幸男

記

- 1 通常総代会の日時 令和2年3月24日（火）午前9時30分
- 2 通常総代会の会場 大井川土地改良区事務所
- 3 書面議決書の提出日 令和2年3月23日まで
- 4 総代のうち、出席を求める者
議長候補者、議事録記名人候補者2人
- 5 書面議決とする理由 以下「理由書」のとおり

書面議決とする理由書

大井川土地改良区理事長 内田幸男

令和2年3月24日開催の大井川土地改良区第70回通常総代会について、「書面議決」の方法を実施する理由を申し上げます。

国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した基本方針の中で、感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であるとしております。

また、開催会場が閉鎖空間であり、近距離で多くの人と接触する環境であることから、万一、感染している人がいた場合、感染の拡大のリスクが高いと判断し、総代の皆様には、総代会開催前に「書面議決書」を返信していただき、議決権を行使していただくことにしたものです。

なお、通常総代会は、議長及び議事録記名人2人の出席をいただき、大井川土地改良区事務所で最少人数で開催いたします。

